

事 務 連 絡
令和 8 年(2026年) 9 月 4 日

関係建設業団体の長 様

山口県土木建築部監理課長

山口県収入証紙の廃止に伴う建設業関係の手数料について

本県の土木建築行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

建設業関係の手数料については、山口県収入証紙（以下「証紙」という。）により納付いただいていたが、令和 8 年 9 月末をもって証紙の販売が終了し、10 月 1 日から新たな納付方法に移行します。

納付方法については、監理課ホームページに掲載しておりますので、貴職から貴団体所属会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

監理課ホームページ：収入証紙廃止後の手数料納付方法について

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/126/347994.html>

会計課ホームページ：山口県収入証紙の廃止と新しい手数料納付方法

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/159/359042.html>

監理課建設業班
TEL 083-933-3629
FAX 083-925-8862